

令和3年12月10日

ときがわ町長 渡 邊 一 美 様

ときがわ町水道審議会
会 長 清 水 隆

水道料金の見直し（改定）について（答申）

令和2年11月10日付け、とき水第156号で諮問のあった「水道料金
の見直し（改定）について」当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下
記のとおり意見・要望を付し答申します。

記

我が国の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等による料金収入の
減少、また管路や施設の老朽化に伴う更新事業費の増大等、多くの課題が顕
在化しており、今後の水道事業経営は、非常に厳しい状況が見込まれている。

ときがわ町水道事業の経営状況も例外ではなく、平成14年度に料金改定
を実施し、平成22年度からは一般会計より高料金対策補助金7,000万円を
受け現行料金を維持しているが、非常に厳しい経営状況にある。

水道事業者には、将来にわたり安定した給水を継続する責務があり、水道
事業経営の維持及び老朽化した施設の計画的な更新を行うためには、以下の
とおり水道料金の適正な額への改定はやむを得ないものと判断した。

- 1 料金の算定方法は総括原価方式を採用し、料金の算定期間を令和4年度
（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とした。
- 2 料金の平均改定率は、39.3%とする。これにより算定期間の期末（令和
8年度）直後に資金不足が生じないように配慮した。
- 3 料金の改定時期は、可能な限り早期が望ましいと考えるが、今後の新型
コロナウイルス感染症の感染状況等によっては再考願いたい。
- 4 料金体系は現行どおり口径別とし、基本料金と従量料金の二部料金制と

した。基本水量については、現行どおり 2 ヶ月あたり 20 m³までとする案と 10 m³までに変更する 2 案を併記したが、その決定については事業管理者に委ねることとする。

なお、基本水量が確定した際の新料金は、「《別表》水道料金表」を参考にされたい。

(付帯意見等)

- 1 水道事業は独立採算性が原則である。今回の改定案では、料金の値上げは利用者の暮らしに大きな影響を及ぼすことから、高料金対策補助金の計画的な減額は見送り、改定率の高騰を抑制せざるを得なかった。

引き続き一般会計からの繰入れについては、十分な配慮をお願いする。

- 2 水道使用者に改定の必要性や改定内容を十分に周知すること。
- 3 有効な漏水防止対策を実施し、有収率の更なる向上を図ること。
- 4 基本水量については、基本水量 20 m³に満たない利用者が約 3 割と多い現状を考慮して 2 案を提示したが、「基本水量を抑え使用水量に応じて支払うべきである。」、「少量利用者への配慮は理解するが、その収入不足分を他の水道使用者が負担することになる。」、「今回の料金改定後にすぐに改定となることは避けるべきである。」などの意見があったことから、実情を勘案の上、判断していただくよう要望する。

《別表》水道料金表

(1) 基本水量10m³の場合

(2ヶ月、税抜き)

口 径	基本料金	従量段階料金単価 1 m ³ につき				
		11m ³ から 20m ³ まで	21m ³ から 60m ³ まで	61m ³ から 100m ³ まで	101m ³ から 200m ³ まで	201m ³ から
13mm	3, 040円	50円	200円	240円	270円	300円
20mm	4, 660円					
25mm	7, 580円					
30mm	10, 510円					
40mm	23, 050円					
50mm	34, 890円					
75mm	85, 310円					
100mm	141, 590円					
臨時用	—	300円				

(2) 基本水量20m³の場合

(2ヶ月、税抜き)

口 径	基本料金	従量段階料金単価 1 m ³ につき				
		11m ³ から 20m ³ まで	21m ³ から 60m ³ まで	61m ³ から 100m ³ まで	101m ³ から 200m ³ まで	201m ³ から
13mm	3,480円	—	200円	240円	260円	290円
20mm	5,060円					
25mm	7,930円					
30mm	10,810円					
40mm	23,110円					
50mm	34,730円					
75mm	84,220円					
100mm	139,460円					
臨時用	—	290円				